

○積算基準及び基準歩掛等公表要領

(目的)

第1条 この要領は、土浦市が発注する建設工事等について、入札・契約手続きの透明性・競争性・客観性をより一層高めるために、土木工事及び建築工事の積算に用いる積算基準及び標準歩掛等（以下、「基準書」という。）の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基準書の種類)

第2条 公表する基準書は、次の各号のとおりとする。

- (1) 積算基準及び標準歩掛 土木編
- (2) 積算基準及び標準歩掛（別冊）計画調査編
- (3) 積算基準及び標準歩掛（別冊）電気通信・機械編
- (4) 積算基準及び標準歩掛（別冊）公園緑地工
- (5) 請負工事機械経費積算基準
- (6) 下水道用設計標準歩掛表 第1巻 管路
- (7) 下水道用設計標準歩掛表 第2巻 ポンプ場・処理場
- (8) 下水道用設計標準歩掛表 第3巻 設計委託
- (9) 下水道用設計標準歩掛表 第4巻 参考資料
- (10) 公共建築工事積算基準
- (11) 土地改良工事積算基準（土木工事）
- (12) 土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）
- (13) 土地改良工事積算基準（施設機械）
- (14) 農業集落排水施設標準積算指針

(公表方法)

第3条 基準書（1）から（5）までは、情報公開室に置き、希望者に閲覧させるものとする。

2 基準書（1）から（5）までは、コピー可能（カメラ及びハンディーコピーの使用を含むものとする。）とする。

3 閲覧時間は、月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、必要がある場合は、閲覧時間について制限することがある。

(閲覧留意事項)

第4条 閲覧者は、係員の指示に従い指定された場所で閲覧し、これを指定閲覧場所外に持ち出し、又は汚損若しくは加筆等の行為をしてはならない。

2 基準書の貸出は、行わないものとする。

3 基準書の具体的内容等について、電話、来訪等による問い合わせには応じないものとする。

4 この要領の定め違反し、又は係員の指示に従わない閲覧者に対しては、閲覧を中止し、又はこれを禁止することがある。

附則

この要領は、平成29年4月1日から適用するものとする。

参考

- (1) 積算基準及び標準歩掛 土木編
- (2) 積算基準及び標準歩掛 (別冊) 計画調査編
- (3) 積算基準及び標準歩掛 (別冊) 電気通信・機械編
- (4) 積算基準及び標準歩掛 (別冊) 公園緑地工
- (5) 請負工事機械経費積算基準
発行 茨城県土木部

- (6) 下水道用設計標準歩掛表 第1巻 管路
- (7) 下水道用設計標準歩掛表 第2巻 ポンプ場・処理場
- (8) 下水道用設計標準歩掛表 第3巻 設計委託
- (9) 下水道用設計標準歩掛表 第4巻 参考資料
発行 (公社) 日本下水道協会

- (10) 公共建築工事積算基準
監修 国土交通省大臣官房庁営繕部
編集・発行 (一財) 建築コスト管理システム研究所
発行 (株) 大成出版社

- (11) 土地改良工事積算基準 (土木工事)
- (12) 土地改良工事積算基準 (調査・測量・設計)
- (13) 土地改良工事積算基準 (施設機械)
監修 農林水産省農村振興局整備部設計課
発行 (一社) 農業農村整備情報総合センター

- (14) 農業集落排水施設標準積算指針
発行 (一社) 地域環境資源センター